

生産緑地指定希望申出 必要書類一覧表

番号	書類の内容	備考
1	生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地所有者が申請者。 ● 手続きマニュアル P2 ● 記載例 手続きマニュアル P8～14
2	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ● 申出する位置のわかる地図。 ● 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示。 ● 農業施設がある場合は位置・種類・サイズ記載。 ● 手続きマニュアル P3
3	公図写し	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以内のもの。 ● 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示。 ● インターネット不可。 ● 手続きマニュアル P3 ● （課税のための地籍図でも可）
4	土地登記簿謄本（全部事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以内のもの。 ● インターネット不可。 ● 手続きマニュアル P3～4
5	現況の写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示。 ● 写真撮影方向の位置と日付を記載。 （農業施設がある場合は外観と内部を撮影） ● 手続きマニュアル P4
6	生産緑地地区指定同意書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利者をすべて記載。 （印鑑証明の届出のある印の押印） ● 手続きマニュアル P4、17～18 ● 記載例 手続きマニュアル P19～21
7	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以内のもの。 ● 手続きマニュアル P17～18
8	承諾書（様式第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に生産緑地地区に指定された土地の一団に新たに加わる場合 ● 手続きマニュアル P4～5 ● 記載例 手続きマニュアル P15
9	実測図	<ul style="list-style-type: none"> ● 申出面積が一筆の一部又は面積相違 （登記簿面積<300㎡≤実測面積）の場合 ● 三斜または、ヘロンによる求積。
10	管轄税務署発行の（生産緑地地区に関する都市計画の案についての同意書）	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務省（旧大蔵省）の抵当権がついている場合

- 1～7は必ず必要な書類です。
- 8～10は場合により必要な書類です。
- 印鑑（実印）※訂正が出た時に、念のためです。
- 直売所、加工所、農家レストランを計画されている方は、事前に緑地政策課にご相談ください。
- 申請の際は、本人確認書類（身分を証明するもの）を持参してください
- 代理人が申請する場合は、本人確認書類（身分を証明するもの）に加え、委任状が必要です。